

# いのち支える日の出町自殺対策計画

～手を取り合い ともに暮らせるまちをめざして～

令和2年度～令和6年度



日の出町  
ひのでちゃん

令和2年3月

日の出町

## はじめに ー町長あいさつ



我が国の自殺者数は、平成 10 年に年間 3 万人を超えてから、その後も高い水準で推移していましたが、平成 22 年以降は減少傾向となっております。しかし、依然として毎年 2 万人以上の方が自ら命を絶つという深刻な状況が続いています。

このような中、平成 28 年 4 月に改正された自殺対策基本法により、全ての都道府県及び市区町村において、自殺対策計画を策定することが義務付けられました。

自殺の背景には、健康問題、経済的な事情、家庭や生活上の問題など、様々な要因が複雑に絡み合い深刻化したことによる、追い込まれた末の死といわれています。また、自殺は、個人だけの問題ではなく、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であることから、社会全体で自殺対策に取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、本町では、「誰も自殺に追い込まれることのない日の出町」の実現を目指し、「いのち支える日の出町自殺対策計画」を策定いたしました。この計画では、本町における自殺対策を総合的に推進するための 5 つの基本施策を定め、「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に取り組んでまいります。

今後も「手を取り合い ともに暮らせるまちをめざして」積極的に施策を推進してまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力賜りました日の出町自殺対策推進協議会委員の皆様をはじめ、住民アンケート調査等を通じて貴重なご意見をいただきました町民の皆様、並びに関係各位に心から感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

日の出町長 橋本 聖二

# ● 目 次 ●

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 自殺対策とは	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画期間	4
5 目標	4
第2章 日の出町の自殺をめぐる現状	5
1 日の出町の自殺の現状	5
(1) 自殺者数	5
(2) 年齢別自殺者	5
(3) 自殺者における同居人の有無	6
(4) 自殺者の職業別割合	6
(5) 自殺者の動機・原因割合	7
(6) 地域自殺実態プロファイル	8
2 住民アンケート調査結果	9
(1) 調査対象者及び調査期間	9
(2) 回答者の概要	9
(3) こころの健康について	12
(4) 相談相手や相談先について	15
(5) 自殺対策に関わることについて	17
(6) 地域とのつながりについて	20
3 インターネット上での検索実態の調査	21
4 日の出町における自殺の特徴と課題	23
第3章 日の出町における自殺対策について	25
1 基本施策	25
2 具体的な取組み	26
基本施策 1 地域におけるネットワークの強化	26
基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成	27
基本施策 3 住民への啓発と周知	28
基本施策 4 生きることの促進要因への支援	29
基本施策 5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育	31

第4章	計画の推進に向けて	32
第5章	資料編	33
資料1	日の出町自殺対策推進本部設置要綱	33
資料2	日の出町自殺対策推進本部名簿	34
資料3	日の出町自殺対策推進協議会設置要綱	35
資料4	日の出町自殺対策推進協議会委員名簿	37
資料5	パブリックコメントについて	38
資料6	自殺対策基本法	39

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

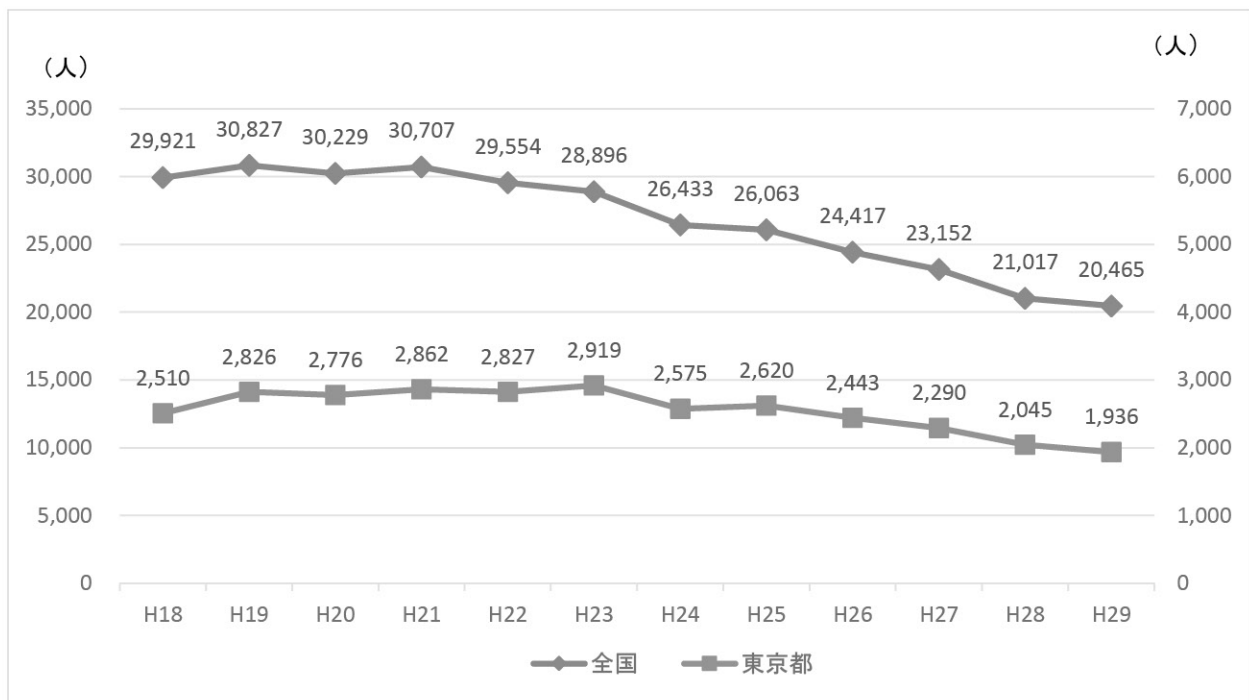
我が国の自殺対策は、全国の自殺者数が3万人を超える状況に、平成18年に「自殺対策基本法」<sup>(注1)</sup>が、平成19年に「自殺総合対策大綱」<sup>(注2)</sup>が策定され始めました。

平成22年以降自殺総合対策により自殺者数は減少しましたが、依然として2万人を超える状況にあることから、平成28年には「自殺対策基本法」が改正されました。その改正では、自殺対策を地域レベルで実践的に推進していくこととし、都道府県と市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

東京都も国の動きを受けて自殺対策に取り組んできており、年間自殺者は平成23年をピークに減少傾向に転じ、平成29年には1,936人となっています。更なる取り組みの推進を目指し、平成30年度に「東京都自殺総合対策計画」を策定しました。

日の出町においても、自殺対策を進めるため、「いのち支える日の出町自殺対策計画」を策定します。

【図1】 全国・東京都の自殺者数の年次推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

### 注1 自殺対策基本法

自殺の防止と自殺者の親族等への支援の充実を目的として制定された法律。法制化に向けて全国で署名活動が行われた。平成18年6月21日に公布、同年10月28日に施行。施行から10年の節目に当たる平成28年3月に改正、同年4月1日に施行された。

### 注2 自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。平成19年6月に初めての大綱が策定された後、平成20年10月に一部改正、平成24年8月に初めて全体的な見直しが行われた。大綱はおおむね5年を目途に見直すこととされたため、基本法改正の趣旨等を踏まえ、平成29年7月、新たな大綱が閣議決定された。

## 2 自殺対策とは

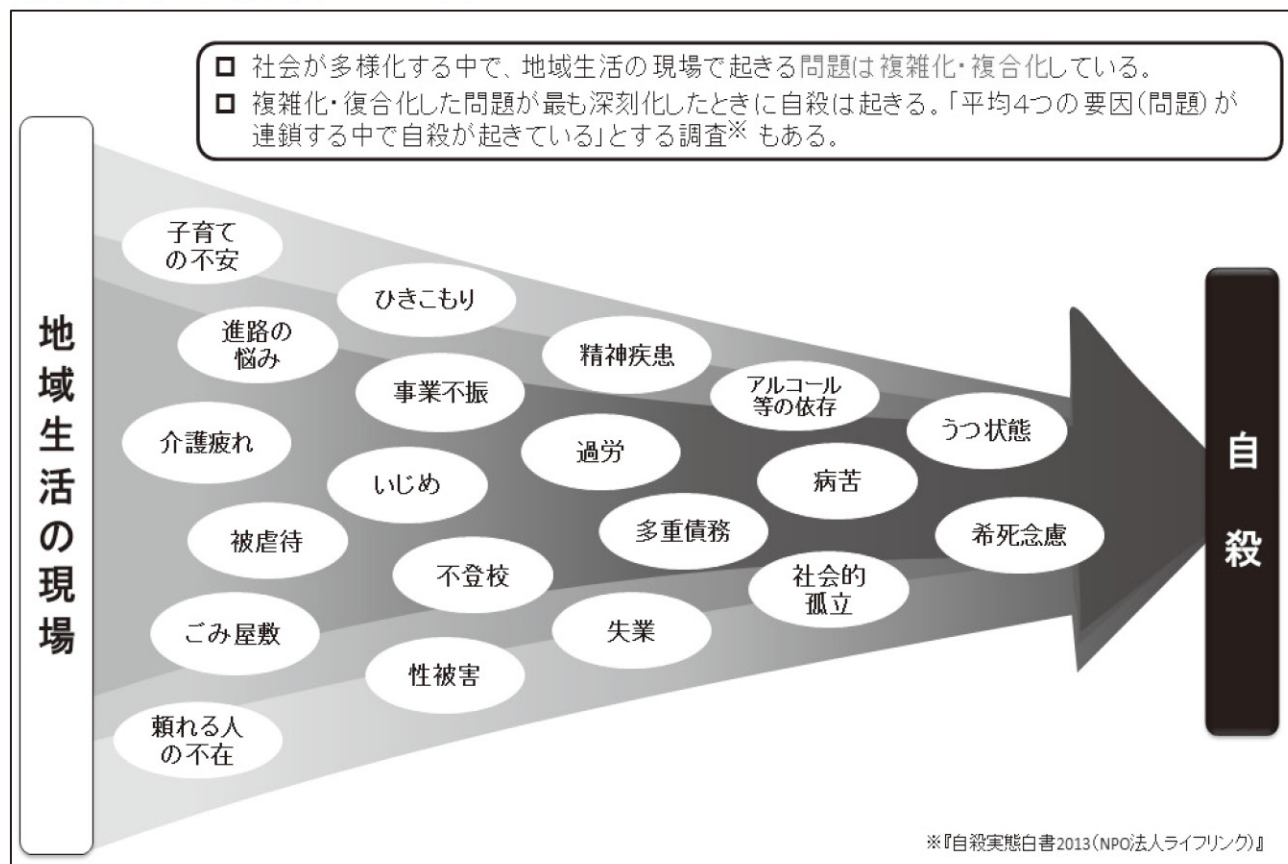
我が国では、自殺を「自ら選んだ死」、「意思的な死」というように、個人の自由な意思や選択の結果として個人の問題としてとらえてきました。しかし、自殺の背景をみると、経済・生活問題、健康問題、家庭問題など様々な要因が複雑に関係して起こっており、個人的な意思や選択でなく、様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」といえます。この自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こりうる危機」であり社会の問題です。

また、自殺に関する支援としては、うつ病など精神保健の問題として考えられてきましたが、様々な問題を抱える状況を回避できず、その結果、うつ病から自殺につながるという過程があり、うつ病に至る前の様々な問題に対しての支援が必要なのです。支援を行うことで、「自殺は防ぐことのできる死」です。(図2)

自殺対策とは、自殺とは追い込まれた末の死であり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すものです。その支援とは、誰もが生きやすい社会つくる「生きることの支援」です。

このような認識に立って、自殺対策の方向性をまとめたものが、「自殺総合対策大綱」です。この中で、地域レベルの実践的な取り組みの強化や自殺対策の計画的な推進をしていくこと等が示されています。(図3)

【図2】自殺の危機要因イメージ図



資料：厚生労働省

【図3】 自殺総合対策大綱の概要

## 「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

**平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し**

### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

➢ 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

➢ 自殺は、その多くが思い込まれた末の死である

➢ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**

➢ 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進する**

### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. 関連施策との**有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じて**レベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化する**
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下させる**
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進する**

### 第5 自殺対策の数値目標

➢ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**  
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO: 仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

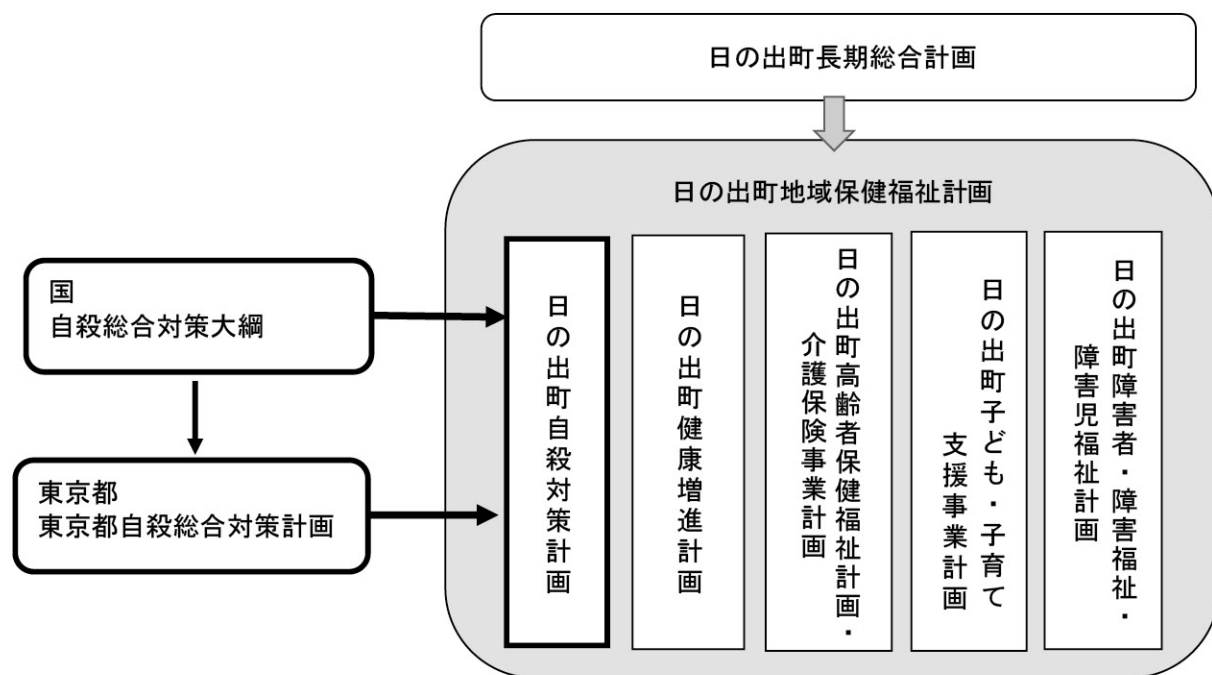
### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

資料：厚生労働省

### 3 計画の位置づけ

本計画は、「自殺対策基本法」第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」で、本町の自殺対策を進めるための方向性や目的を定めるものです。東京都の「東京都自殺総合対策計画」を踏まえたものであるとともに、同時に「日の出町長期総合計画」を基とし、「地域福祉計画」、「健康増進計画」など関連する計画と整合性を図り策定するものです。



### 4 計画期間

本計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、法制度の改正があった場合には、適宜見直しを行います。

### 5 目標

国及び東京都は令和8年度までに、自殺死亡率を平成27年度と比べて自殺死亡率を30%以上減少させることとしています。

日の出町は近年自殺者数が「0人」の状況であり、本町においては「誰も自殺に追い込まれることのない日の出町」の実現をめざします。